

前立腺がん患者会 P S A 北海道 会則

第 1 条（名称）

会の名称を前立腺がん患者会 P S A 北海道（以下「本会」という。）とする。

第 2 条（組織）

本会は第 6 条に規定する会員（以下「会員」という。）を以て組織する。

第 3 条（事務局）

本会の事務局は会長宅に置く。

第 4 条（目的）

本会は、会員相互の親睦と知識の向上を図り、前立腺がん医療の発展のため、社会に貢献することを目的とする。

第 5 条（事業）

本会は、前条の目的を達成するための事業を行う。

- ① 会員の親睦や研修に関する事項
- ② 前立腺がん啓発活動
- ③ 関係機関、団体との連絡、提携に関する事項
- ④ 前立腺がん治療や本会に関する広報活動
- ⑤ その他、会の目的達成に関する事項

第 6 条（会員）

本会の会員は本会の趣旨に賛同した、正会員と賛助会員で構成する。

- ① 正会員 本会の目的に賛同して入会した前立腺がん患者およびその家族等
- ② 賛助会員 本会の活動を賛助するために入会した個人および団体

第 7 条（会員の制限）

以下の目的を有している団体または個人は入会できない。

- ① 任意の健康食品、医薬品、医療機器等の販売目的及びその他の営利目的
- ② 政治的思想、宗教への勧誘目的

第 8 条（入会）

本会へ入会を希望する個人および団体は、別に定める入会申込書により申し込まなければならない。

- 2 入会は、申込書提出後、年会費の入金後に成立する。
- 3 会員の有効期間は、第 2 3 条に定める事業年度に準じるものとし、退会の申し出がない限り自動継続とする。

第9条（会費）

会員は、年会費として次に定める金額を支払うこととする。

- ① 正会員 個人会員 3,000円 家族会員 5,000円
- ② 賛助会員 一口 10,000円

ただし、患者サロン等の事業開催に係る経費は実費として都度徴収する。

第10条（退会）

退会を希望する会員からの退会届が届いた時点で認めるものとする。

第11条（秘密保持）

本会で得た個人情報は、本会の運営上必要とされる場合のみ利用し、いかなる場合でも本人の承諾なしに外部に公表することはしない。

第12条（役員）

本会は、会の円滑な運営のために次の役員を置くことができる。

- ① 会長（1名）
- ② 副会長（2名）
- ③ 支部長（若干名）
- ④ 監事（1名）

第13条（役員を選出）

役員は通常総会にて決議する。

第14条（役員の職務）

- ① 会長は、本会を代表し会を総括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときはその職務を代行する。
- ③ 支部長は、本会の目的を達成するための支部運営にあたる。
- ④ 監事は、本会会計の執行状況を監査する。

第15条（役員の任期）

役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第16条（役員の解任）

役員が下記に至ったときは、会員の議決により、これを解任することができる。

- ① 心身の故障のため、職務遂行に堪えないと認められたとき
- ② 役員として会の目的に反し、ふさわしくない行為があったとき

第17条（役員会）

役員会は、必要があるときに会長が招集し開催する。

第18条（総会）

総会は、通常総会および臨時総会とし、通常総会は毎年1回開催し、臨時総会は随時必要な時に開催する。

第19条（総会の構成）

総会は正会員で構成する。

第20条（総会の機能）

総会は、次の事項を決議する。

- ① 事業計画及び活動報告
- ② 役員を選出等及び解任に関する事項
- ③ その他、会則の変更等運営にかかわる事項

第21条（総会の議決）

総会は会員の過半数以上の出席を以て成立し、総会における議決は出席会員の過半数以上の同意をもって承認とする。また、正会員を招集せず書面により議決を行い総会の決議とみなすことができる。やむを得ない理由で総会に出席できない会員は、委任状の提出により出席者の数に加えられる。

第22条（総会の招集）

総会は、会長が招集し、会議の日時、場所などを記載した書面または通信手段（電話、電子メール等）をもって、会員全員に事前に通知する。

第23条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

附則

改正年月日	改正事項
令和元年9月2日	制定
	設立当初の役員任期は、第13条の規定にかかわらず、令和元年9月2日に始まり令和2年3月31日までとする
	設立当初の事業年度は、第21条の規定にかかわらず、令和元年9月2日に始まり令和2年3月31日までとする
令和元年9月27日	第9条を会費規程として追加する
	第9条以下の条番号を繰り下げる
	第11条に監査を追加する
令和3年4月30日	第8条および第20条を一部改正し、第10条を退会規程として追加する
	第11条以下の条番号を繰り下げる
	令和2年9月から活動を休止したため、令和2年度の会員から令和3年度の年会費を徴収しないこととする
令和4年4月30日	第12条は役員名称・定数を変更し、運営委員は削除する
	第14条は役員名称の変更と監事の職務を定める
	第3条、第17条、第22条は役員名称等の変更